

ネイル施術における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 6 月 15 日策定

NPO 法人 インターナショナルネイルアソシエーション

1.本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020 年 5 月 4 日)においては、「今後、感染拡大 の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。

社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2.感染防止のための基本的な考え方

ネイル施術において、施設の規模や提供するサービスの形態を勘案し、施設内及びその周辺地域においての新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という 3 つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、施術者が自己防衛をし、被施術者(お客様およびモデル)に感染させないように徹底し、家族など身近な人を守ることを旨とする。

3.ネイル施術者が講ずるべき具体的な対策

(1)リスク評価

ネイル施術者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である①接触感染と②飛沫感染のそれぞれについて、施術者や被施術者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①接触感染のリスク評価

複数の施術者が共有する器具や、被施術者も触れるドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。

高頻度接触部位(受付、テーブル、椅子、ネイル用品、器具、用剤、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、パソコン、筆記用具等)には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を判断して、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や被施術者に直接触れる作業がどこにあるか等を評価する。

(2)施設内の各所における対応策

1 留意すべき基本原則と各エリア、場面の共通事項

- ・ 人との接触を避け、対人距離を確保する(施術に影響がない範囲で、できるだけ 2m を目安に(最低 1m)確保するように努める)。
- ・ 感染防止のための来店者の整理(密にならないよう、来店者数の調整及び椅子の間隔に配慮。感染を疑われる症状を呈している者等の来店制限を含む)
- ・ 入口やトイレなどの施設内へアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いの励行。
- ・ マスク等の着用(施術者及び被施術者に対する配慮)
- ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの施設内の空気を入れ替えること)
- ・ タオル、ガーゼ、施術道具等は極力使い捨てのものを使用する。交換が必要な物は素材に合わせた消毒方法でその都度消毒を実施し使用する。
- ・ 共用物品は最小限とする。
- ・ 施術者や被施術者が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行う。

2 症状のある方の来店制限等

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある人の予約又は来店をご遠慮いただくことは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。

このため、予約時及び来店時に問診を行うこととし、店側の対応等を説明し、状況によっては来店又は入店をご遠慮いただくことも考えられる。

- ・ 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- ・ 施術に影響しない範囲で、被施術者にもマスクの着用を促す。
- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、被施術者の名簿は一定期間、適正に管理することが重要である。

3 施術中

- ・ 使用するテーブル、椅子の間隔を広く確保する(被施術者への施術に影響がない範囲で、できるだけ 2m を目安に(最低 1m)確保するように努める)、被施術者を案内する際に密にならないようご案内する等の対応を行うこと。
- ・ 施術者は常にマスクを着用すること。(被施術者もマスク着用が望ましい。)
- ・ 必要に応じて、スニーズガードやパーテーションの設置や目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物(フェイスガード、ゴーグル等)を着用すること。

4 トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、タオルの共有は禁止する。

5 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する(できるだけ 2m を目安に(最低 1m)確保するように努める)。また、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品(テーブル、椅子等の高頻度接触部位)は、定期的に清拭消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをする。

6 ゴミの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをする。
- ・ 作業に伴って出る汚物、廃棄物を入れる蓋付きのゴミ箱を用意すること。

7 清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウムを用いて始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・ 高頻度接触箇所を随時清拭消毒する。
- ・ 消毒については、「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について」(平成 22 年 9 月 15 日通知)の規定に基づいて行う。

8 その他

- ・ 本ガイドラインに記載がない部分については、「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について」等の規定に基づいて衛生管理を行うこと。
- ・ 特に高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、施術を行う際は、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

(3) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取り組みを行う。
- ・ 従業員は施術者ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- ・ マスク着用等の咳エチケットの徹底を図る。
- ・ 必要に応じて手袋等を着用する。
- ・ 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 出勤前に体温を確認することを従業員に求め、風邪症状や発熱がある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者及び衛生管理責任者等に報告し、自宅待機とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び衛生管理責任者等に報告することを徹底する。
報告を受けた開設者及び衛生管理責任者等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うこと。
- ・ これらの報告を受ける担当者(開設者及び衛生管理責任者等)及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底する。

<参考>

ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb6459&dataType=1&pageNo=1

新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

NPO 法人 インターナショナルネイルアソシエーション

<https://i-nail-a.org>